

山ス少第57号
令和3年10月5日

山形県スポーツ少年団各地区協議会会長 殿
各市町村スポーツ少年団本部長 殿

公益財団法人山形県スポーツ協会
山形県スポーツ少年団
本部長 遠藤 啓一
(公印省略)

スポーツ少年団の活動について（依頼）

平素より、スポーツ少年団活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本県の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は減少傾向にありますが、感染力の強い変異株に厳重に警戒する必要があることから、基本的な感染防止対策をこれまで以上に徹底した活動となるよう、各单位スポーツ少年団に周知をお願いいたします。

また、令和3年9月15日付け山ス少第53号にて、スポーツ少年団の活動について通知しておりますが、県内の感染拡大状況等を踏まえ、下記のとおりといたします。

なお、日々の状況の変化により、今後も必要に応じて追加的な対応をお願いする場合があります。

記

1. 感染防止対策の一層の徹底について

感染力が極めて強いデルタ株などの変異株を厳重に警戒して、マスク（不織布が望ましい）の着用やこまめな手洗い、消毒、適切な換気、身体的な距離の確保など、基本的な感染防止対策である「新しい生活様式」をこれまで以上に徹底した上でスポーツ少年団活動を行うこと。特に以下に留意し、徹底すること。

- ①保護者の協力を得ながら健康観察の徹底し、風邪症状等がみられる場合は参加を見合わせる。
- ②活動中（練習、試合等）の不必要な大声での発声等をしない。
- ③移動時や会話時などのスポーツを行っていない際はマスク（不織布が望ましい）着用を徹底する。
- ④「3つの密」（密集、密閉、密接）を避けるための感染予防対策を講じる。

※これらについては、保護者等関係者も含めて徹底が図られるよう、周知をお願いいたします。

2. 令和3年10月5日からのスポーツ少年団の活動について

県内の感染拡大状況等を踏まえ、今後のスポーツ少年団の活動は当面の間、以下のとおりとする。

- ①スポーツ少年団の活動の対象となる団員の多くが小学生のため、保護者等の引率などが必要となることから、県内・県外における他単位スポーツ少年団との交流や合宿等宿泊を伴う活動は、特にその必要性を保護者等関係者と慎重に検討し、感染者が多い地域との交流は控えること。（上位大会につながる大会等への参加を除く。）
- ②大会等に参加する場合は、保護者等関係者に承諾を得るとともに、出発前等の検温・健康チェックは複数人で確認する体制とし、全行程における感染防止対策を徹底し、行動記録を取っておくこと。

※スポーツ少年団の活動については、継続して緩和や制限を感染拡大状況等に応じて検討いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。